

1. 国際紛争の平和的処理

1. 1 国際紛争処理過程の特徴

在テヘラン米国大使館事件（米国対イラン） 判例国際法 427 →別紙

1. 2 言葉の意味

1. 2. 1 「国際紛争」

紛争：

「法律問題または事実問題についての不一致、二者間の法的主張または利益の対立」（マヴロマトイス・パ
レスタイン特許事件）（1924年 PCIJ）

「一方の当事国政府が、他方政府がとる立場が自己のそれと異なると認識したときに、意見の相違は現れ
る」（ポーランド領上部シレジアのドイツ人権益に関する事件 [管轄権]）（1925年 PCIJ）

当事者の一方が紛争の存在を否定しても「不存在」が証明されるのではない「平和条約の解釈事件」[勧告
的意見]（1950年、ICJ）

→何についての「不一致」か？

類似概念との意味の相違

「事態」

「抗争」

1. 2. 2 「処理」か「解決」か？

・処理

→法的処理

・解決

1. 3 紛争処理（解決）と国際法

1. 3. 1 平和的処理と強制的処理

伝統的国際法における「強制的」処理

→戦争、復讐、干渉

「強制的」処理の妥当根拠

1. 3. 2 戦争違法化と紛争平和的解決義務

国際紛争平和的処理条約（1899,1907）

ポーター条約（契約上ノ債務回収ノ為ニスル兵力使用ノ制限ニ関スル条約）（1907）

国際連盟規約（1919）

不戦条約（1928）

国連憲章（1945）

2条3項、33条「平和的解決義務」

→友好関係宣言¹、マニラ宣言²による確認・明確化→「慣習法上」の義務（ニカラグ

¹ 国連総会決議 2625（1970年）「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係および協力につ
いての国際法の原則に関する宣言」

ア事件)

※紛争を「解決」する義務？

※「強制的」処理の余地？

国家責任条文（2001）22条 違法性阻却事由として対抗措置を認める

英仏航空協定事件（1978）【仲裁裁定】 判例国際法 435

「ある国の見解によれば他の国による国際的義務の違反となる状況が生じたならば、前者は、武力行使に関する国際法の一般原則の範囲内で、対抗措置によって自国の権利を確認する資格を有する。」

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書（1977）・・・国際人道法

「保護対象（文民・捕虜など）」への復讐の禁止→それ以外の場合の復讐の余地（戦時復讐）

「平和的解決」義務と「強制的処理」は両立するか？

- ・武力復讐の禁止（国連憲章2条4項）
- ・「紛争悪化」防止義務（友好関係宣言）

↓

「平和的」とは何のことか？・・・

「対抗措置」の役割：暫定措置的 紛争解決を即するために
国家責任条文 49条～53条の条件

1. 4 紛争処理手続の任意性

「当事者が選ぶ平和的手段による解決」（国連憲章33条1項）

1. 5 紛争の分類＜政治的紛争の意味＞

法律的紛争と政治的紛争の区別

法律的紛争→「裁判手続」（裁判手続）

政治的紛争→「政治的手続」（調停など）

ICJの一貫した立場：在テヘラン米国大使館事件、ニカラグア事件（管轄権）³、

² 国連総会決議 37/10（1982年）「国際紛争の平和的解決に関するマニラ宣言」

³ 1984年ICJ判決 判例国際法 597

国際紛争処理法（新井京）

核兵器の合法性に関する勧告的意見⁴

「裁判所は、『法の用語で枠付けられ、国際法上の論点を生起する問題』は、（国連憲章・ICJ規程が言う）『法律問題』であると示してきた。…この（核兵器の合法・違法性の）問題が政治的側面を有しているという事実は、法律問題たる性格を奪うには足りない。政治的側面が何であれ、裁判所は、国際法により課された義務について、国家の行為の合法性を評価するという本質的に司法的な任務を求める問題の法的性格を否定することはできない。」（para.13）

↓

「…核兵器の威嚇又は使用は、武力紛争に適用される国際法の規則、特に人道法の原則および規則に一般的には反するであろう。

しかしながら、国際法の現状および裁判所が利用できる事実の諸要素に鑑み、裁判所は、国家の生存そのものが危うくされるような自衛の極限状況において、核兵器の威嚇又は使用が違法であるかについて確定的に結論することはできない。」（主文（2）E：7対7可否同数で採択）

→司法判断の適切性に疑問（小田判事）

→司法判断の回避？：核実験事件⁵

何が「政治的紛争」か？

①重大利益説、②法の欠缺説、③権利主張説

→主観的立場①③：当事者の一方的主張による裁判回避が可能に

→客観的立場②：武力行使や安全保障も国際法で規律されている（欠缺ではない）

「政治的紛争」＝当事者が国際法の変更を求める紛争、当事者が既存の国際法の適用を求めない紛争

→「国際法の平和的変更」手続の欠如の問題

⁴ 1996年ICJ意見 判例国際法 619。国際法外交雑誌 99巻3号に抄訳。

⁵ 1974年ICJ判決 判例国際法 20

国際紛争処理法（新井京）

【別紙資料】 在テヘラン米国大使館事件（米国対イラン）

Case concerning United States Diplomatic and Consular Staff in Tehran

仮保全措置命令 1979/12/15 I.C.J. Reports 1979, p.7-

判決 1980/5/24 I.C.J. Reports 1980, p.3-

時系列（判決による）

- 1953 モサデク政権がクーデタによって打倒され国王（シャー）復位
→CIAによる支援??
→親米、西洋化路線
- 1977 反国王運動高まる
- 1979
- 1.16 パーレヴィ国王国外脱出→エジプト亡命
- 2.1 ホメイニ師帰国
- 10.22 パーレヴィ国王病気治療のため米国入国を認められる
→反発を呼ぶ
- 11.4 テヘランのアメリカ大使館がデモ中の学生武装グループによって占拠され、大使館員、領事、その他大使館内にいた人々が拘束される。アメリカ側の救援要請に、イラン当局は対応せず。
- 11.5 タブリーズ、シーラーズのアメリカ領事館も占拠される（休館中で無人）。
- 11.7 カーター大統領、ラムゼイ・クラーク元司法長官をテヘランに派遣し事態の收拾をはかろうとするが、クラークは入国を拒否される。
ホメイニ声明「アメリカ大使館は、われわれのイスラム革命を妨害するスパイ活動の拠点であった。アメリカがシャーを引渡し、スパイ活動を停止するならば、話し合いに応じる。」
- 11.9 アメリカが安保理議長宛に事件を通告
→「安保理議長声明」：人質の釈放を要請
- 11.10 米国対抗措置：在米イラン人学生で出入国法令に違反しているものを特定し、国外退去させる。
- 11.12 米国対抗措置：イランからの原油輸入の停止
イラン「米による経済戦争の宣戦布告」と非難
- 11.13 イランが安保理の協議を要請（自国および地域の安全が脅かされている）
石油輸出国機構(OPEC)の仲介提案。成功せず。
- 11.14 米国対抗措置：在米イラン公有財産の凍結
- 11.25 国連事務総長書簡

国際紛争処理法（新井京）

- 11.27 安保理議長声明（11.9 声明を繰り返す）
- 11.29 ICJ 提訴
- 12.4 安保理決議 457 採択（憲章 7 章に言及無し）
「イラン政府に人質の速やかな釈放を求める」
「紛争を平和的に解決するよう両当事者に求める」
「事務総長に周旋を求める」
- 12.9 イランの ICJ 宛「書簡」（応訴ではない、出廷せず）
・ イラン革命の問題＝国内問題
・ この訴訟は、「人質問題」という一面的な問題ではない。そうした副次的な問題ではなく、25 年にわたる米国のイランへの干渉こそ問題とするべき。したがって、単なる「外交関係条約の解釈」の問題にとどまらない。＜政治問題の抗弁？＞
- 12.12 米国対抗措置：在米イラン大使館縮小
- 12.15 ICJ 仮保全措置命令
・ イランは欠席しているが措置の指示は可能。
・ 外交関係条約等による一応の管轄権の根拠が認められる。
・ 外交使節団及び交換の不可侵は国家間関係に於いて重要であり、現在、生命に対する回復不可能な損害が発生する可能性が大きいので、仮保全措置を指示する必要がある。
∴ 大使館の明渡し、人質解放、米国外交官への特権免除の付与を命じる（対イラン）；紛争の拡大悪化を防止するよう命じる（対米、イラン）
- 12.31 安保理決議 461 採択【決議 457 の再確認】＋「決議不遵守の場合は、1980.1.7 に 7 章による措置を採択するための会合を行うことを決定」
- 1980
- 1.1-1.3 国連事務総長テヘラン訪問
- 1.13 安保理で制裁決議否決（ソ連の拒否権発動）
- 2.20 国連事務総長が事実調査委員会の設置を発表
- 3.16 イランの ICJ 宛「書簡」
- 4.7 米国イランと外交関係断絶、単独経済制裁発動
- 4.17 米国対抗措置：米国市民のイランへの入国を禁止
- 4.24-25 米国が人質救出のための軍事作戦発動、失敗
→人質救出のための人道的作戦、自衛権に基づく自国民救出作戦との説明

5.24 ICJ 判決

先決的問題→

イラン不出廷→職権で管轄権を確認、事実認定。「政治的紛争論」を否定。
安保理、事務総長の事実調査委員会と裁判の競合を容認。

本案→

- ・ 過激派学生らの行為は国家としての行為ではないが、イラン政府が大使館等の保護のため適切な措置をとらなかった重大な責任がある。
- ・ 占拠後、イラン政府は学生の行為を正式に承認したことで、学生等の行為は『国家による』人質行為となった。

付随的問題→

- ・ たとえ米国がスパイ活動を行い不当な干渉を行っていたとしても、外交関係条約等には、外交特権の濫用に対する救済策が予定されており、占拠人質行為は正当化されない。
- ・ 米国による軍事作戦は、司法過程への侵害であり、仮保全措置命令にも反する。しかしイランにより申し立てがないので、この作戦はイランの責任に影響を及ぼさない。

イラン、判決を無視すると表明。

晩夏

アルジェリア仲介始まる

8.20

米、イラン政権の正統性を承認する（政府承認）

9.12

ホメイニ師、人質解放の条件を示す。元国王の財産返還、米国の対イラン請求の放棄、米によるイラン資産凍結の解除、米による内政不干渉の保障。

11.02

イラン議会、9月12日のホメイニ師見解を確認。米大統領、前向きに検討するとの声明。

11.03

米國務次官、アルジェにてアルジェリア政府（イランの利益を代表）と交渉開始。

11.10

米国側の解答をアルジェリア政府に託す

1981

1.19

アルジェ協定締結

人質の解放、米イラン請求裁判所による財産権の保護

Q. 本件における紛争とは？

- ・ 米国の見解 vs. イランの見解

Q. ICJ 判決が紛争解決において果たした役割は？